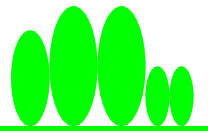


第4章 緑の推進方策



1. 実現のための施策

緑の将来像を実現するため、次の施策の体系に沿って緑の保全、創出、活用を進めます。

施策の体系

【基本方針】

【施策展開の方向】

【施策】

(1) ① 緑 を 守 る	歴史・文化の緑と水の保全	ア 保存樹等の保全 イ 河川環境の保全 ウ 「ふるさとの緑保全基金」の活用
	市街地周辺の緑の保全	ア 市民緑地制度の導入検討 イ 市街地内農地の保全
	森林の保全	ア 保安林の保全 イ 自然公園の保全 ウ 風致地区の指定検討 エ 里山景観を守る制度の検討 オ 育林作業の推進
(2) ② 緑 を つ ぐ ぐ くる	地域バランスに配慮した緑の配置	ア 適正な公園配置 イ 大規模な公園の整備 ウ 箱根西麓等のレクリエーション拠点の整備 エ 既存公園の再整備
	市街地の緑化推進	ア 公共施設の緑化の推進 イ ポケットパークや街路樹等の整備 ウ 地区計画の導入や緑地協定の締結促進 エ 民有敷地等の緑化促進 オ 生け垣づくり推進事業の促進 カ 屋上緑化や壁面緑化の促進 キ 生活に身近な緑づくりの普及 ク 緑のリサイクルの促進
	湧水の復元	ア 森の小さなダムづくり イ 雨水貯留施設設置の推進 ウ 雨水浸透マス設置の推進 エ 節水コマの普及 オ 近隣自治体との連携

【基本方針】

【施策展開の方向】

【施策】

(3) 緑を活かす	緑と水のクラスター形成	ア 河川を活用した歩行者道路の整備
	緑と道のクラスターの形成	イ 河川沿いにおける親水空間の確保
	クラスター軸と連携した拠点形成	ウ 橋詰公園の設置
(4) 協働によるシステムづくり	市民参画の推進	ア 森林ボランティア活動の推進
	事業者参画の推進	イ 里山の野外学習活動・自然体験活動の実施
		ウ 小中学生の環境教育・自然ふれあい活動の推進
		エ 近隣住民による公園や街路樹の維持・管理
	協働による推進体制	オ 市民による緑づくり
		ア 開発に伴う緑の創出
		イ 事業所施設等の緑化
		ウ 事業所内の緑の保全
		エ 社会参画の促進
ア 緑化イベントの実施による推進		
イ ガイドブック・ガイドマップの作成		
ウ 市民、事業者、行政の連携のための協議会の一元化		
エ 緑の人材の発掘と育成		
オ 緑の情報センターの設置		
カ 小中学生のボランティア活動への参画促進		

(1) 緑を守る

歴史・文化の緑と水の保全

ア 保存樹等の保全

市の史跡に指定されている三嶋大社の社叢林 など、市街地の重要な歴史ある緑を、今後も史跡や名勝として保全するほか、現在 46 本指定されている保存樹の指定を継続します。また、保存樹の指定については、文化財的な視点から貴重種、希少種など生態系の保全についても留意し、単体の樹木だけではなく貴重な樹林地などに対する指定も進めます。



イ 河川環境の保全

湧水、樹林地、農地の保全などと連携し、河川の水量の維持や良好な水質を確保していくとともに、多様な生物が生息できる河川環境の保全に努めます。



ウ 「ふるさとの緑保全基金」の活用

楽寿園東側の樹林地をはじめ、市内に残る貴重な緑を将来的にも保全するよう、平成 14 年度に創設した「ふるさとの緑保全基金」の継続・周知を図るとともに、緑化推進への拡大・活用について検討します。

市街地周辺の緑の保全

ア 市民緑地制度の導入検討

良好な自然環境や景観を有する里山 などの樹林地の保全とともに、市民が自然と親しむために利用できるよう、市民緑地制度 の導入を検討します。

イ 市街地内農地の保全

市街地の農地を防災や都市の環境保全に資する貴重なオープンスペース としても位置づけるよう、生産緑地地区の指定や市民農園等による農地の保全を検討します。



社叢林：p.2 参照

里山：p.10 参照

市民緑地制度：地方公共団体等が、土地の所有者との契約に基づき、一定期間住民の利用に供する（公開する）緑地を設定・管理する制度です。

オープンスペース：p.2 参照

生産緑地地区：都市計画法に基づく指定により、市街化区域（p7 参照）における農地等のうち期限を設けて農地として活用することとあわせて、市街地における良好な自然環境を提供する緑地として位置づけられるものです。

森林の保全

ア 保安林の保全

現在保安林として指定されている箱根西麓の森林は、自然度が高く、野生動植物が生息する重要な緑であるとともに、山地崩壊など自然災害を防止するためにも重要な緑であることから、引き続き保安林区域の指定を継続します。

イ 自然公園の保全

神奈川県との境に接する箱根西麓は、良好な自然環境が現存し今後も維持・保全すべき重要な緑であることから、自然公園区域の指定を継続します。

ウ 風致地区 の指定検討

箱根西麓に接する市街化区域 東部や市域南部の市街化区域に挟まれた大場川沿い、松毛川南部の農地については、市街地の環境保全及び将来的な市街化に際しての良好な自然環境の維持、良好な景観の保全を目的として風致地区の指定を検討します。

エ 里山 景観を守る制度の検討

今後開発が予測される市街化調整区域は、貴重な里山 の景観や良好な自然環境を有していることから、それらの環境を維持・保全するような、里山景観を守る制度を検討します。

オ 育林作業の推進

市のシンボルである湧水を回復していくため、間伐・枝打ちなどの育林作業を積極的に進め、森林の保水力や、森林の持つ公益機能の回復を図り、健全な森づくりを進めます。

風致地区：都市計画法に基づく指定により、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな住宅地などを対象とし、宅地の造成や樹木の伐採に関する誘導内容が設けられるものです。

市街化区域：p.7 参照

里山：p.10 参照